

## 障害福祉サービス事業者緊急支援事業給付金についてのQ&A

Q1 事業所の考え方は。

A1 事業所番号ごとに判断します。そのため、居宅介護と重度訪問介護を提供している事業所でも、同じ事業所番号であれば一つの事業所となります。  
ただし、計画相談支援と障害児相談支援については、事業所番号が異なりますが、一つの事業所として判断します。

Q2 給付金の申請及び請求方法は。

A2 同封の「障害福祉サービス事業者緊急支援事業給付金支給申請書」及び「障害福祉サービス事業者緊急支援事業給付金振込先口座」に必要事項をご記入のうえ、令和4年11月30日までに障害福祉課まで郵送してください。  
複数の事業所を運営している法人の場合は、法人が取りまとめて申請をしてください。

Q3 申請書を書き間違えました。訂正の方法は。

A3 申請書の訂正はできません。書き間違えた場合は、市のホームページから書式をダウンロードして書き直してください。

Q4 給付金はどのように支給されるのか。

A4 提出いただいた申請書を市が確認のうえ、「障害福祉サービス事業者緊急支援事業給付金支給決定通知書」を事業者宛に通知した後、指定の口座に振り込みます。

Q5 給付金の支給金額は。

A5 提供している障害福祉サービスの種類により異なります。詳細は「障害福祉サービス事業者緊急支援事業給付金のご案内」の別表(裏面)をご覧ください。  
一つの事業所で複数のサービスを提供している場合は、いずれか一つのサービスについて申請することができます。

Q6 給付金はいつからのどのような経費が対象か。

A6 本事業は、コロナ禍における物価高騰(原油価格・光熱費等)対策として実施する事業です。令和4年4月以降の光熱費、自動車燃料費、食材費が対象となります。

Q7 給付金の使途を市に報告する必要があるか。

A7 本事業は、国の交付金を財源にコロナ禍における物価高騰対策として実施する事業です。国から報告を求められる場合がありますので、対象となる経費に係る証拠書類(領収書等)については、5年間は保管してください。

Q8 介護事業所と障害福祉サービス事業所を運営している場合は、どちらの給付金ももらえるのか。

A8 「介護サービス事業者緊急支援事業給付金」と「障害福祉サービス事業者緊急支援事業給付金」のそれぞれの支給要件に該当していれば、両方の給付金を支給します。